鮮人雇入ニ當リテハ島民総テカ内地人雇入ニ比シ賃金低廉ナルヲ以テ鮮人雇入ヲ喜ブ
ルニ至ル哉ヲ危ムモノアリ折柄雇傭関係ニ當リノ争議起リ
雇入例ノ有利ニ解決セラレタルニ刺激セラレ四月十三日鮮人
雇入金迄協議ノ結果要求書ヲ提出シタルカ何等ノ回答
无キタメ一斉ニ罷業ヲ決行ス

要求事項

一、従業現島民ノ即時解雇シ鮮人男女二十名ト契約
島民ノ送還スル
一、鮮人ノ一切ヲ即時三割増給スルコト
一、年ニ二回以上一定ノ率ヲ以テ昇給スルコト
一、全ノ労働ニ対シ全ノ待遇ヲ与フルコト
一、最低賃金ヲ制定スルコト
一、労働時間ヲ短縮スルコト

一、解雇返還者ヲ制定スルコト 労働者ヲ制定スルコト
一、日鮮人ノ差別待遇ヲ撤廃スルコト
一、従業員ニ対シ解雇者ノ出ヌヤウニスルコト

12日十六日二方雇主会見折衝シ左記条件ヲ以テ解決

一、臨時ニ雇入ノ要ス場合ハ即時採用シ日給ヲ全額支給
十銭ノ増給
一、食料費一年以上ノ者ニ従ヒ
一、解雇手当ノ制定ニ
一、労働手当制定ニ
一、底損ノ雇入ニ対シテハ一時ノ手当ニ於テ従業員ヲ全部支給ス
ノ供給シ二時間以上ノ者ニハ夕食ヲ与フ事

(四) 平田村三菱鉱業所争議 (一四一八―一四一九)

財團法人 協調會